

「日本におけるレイシズムとヘイトスピーチ： 京都からの声」

金 友子

(立命館大学国際関係学部准教授)

ここに掲載する「日本におけるレイシズムとヘイトスピーチ:京都からの声」は、第3回アジアとヨーロッパにおけるヘイトスピーチに関する国際ワークショップ(The 3rd International Workshop on Hate Speech in Asia and Europe)でのラウンドテーブルの記録である。

このワークショップは、ヨーロッパとアジア社会の事例を中心に、大陸を横断する学者たちを集めてヘイトスピーチについて議論するための場として2017年に開始された。ソウル大学アジア研究所、パリ・ディドロ大学東洋言語文化研究所、立命館大学コリア研究センターの3者が共催して最初のワークショップ「Beyond Hate & Fear: How Do Asia and Europe Deal with Hate Speech?」が2018年1月に立命館大学で開催された。このとき、「私たちの社会で何が起きているのか?」をテーマとして日韓仏の事例の調査・研究結果を発表、討論した。2回目のワークショップ「Hate Speech in Asia and Europe: A Comparative approach」は2019年1月にフランスのパリ・ディドロ大学(パリ第七大学)で開催された。2つのワークショップからの論文の一部はジャーナルの特別号として発行され、また論集として出版されている。(The special issue “Enemies Inside and Outside: Hate Speech in Korea and Japan,” *Asia Review* Vol.8, No.1, Seoul National University Asia Center, September 2018; Myungkoo Kang, Marie-Orange Rivé-Lasan, Wooja Kim, Philippa Hall eds., *Hate Speech in Asia and Europe: Beyond Hate and Fear*, Routledge, 2021)

第3回ワークショップは2020年に行われる予定だったがパンデミックの影響で延期され、2021年夏にようやく開催にこぎつけた。「Hate Speech in Asia and Europe: Pandemic, Fear, and Hate」は8月27日から28日までの2日間、立命館大学コリア研究センター主催のもと、オンラインで開催された。新型コロナウイルス感染症が広がり続けている中で私たちが目にし耳にしたのは、外国人嫌悪と東アジアをルーツに持つ人々に対する人種差別的な攻撃であった。この問題を取り上げ、学問的に分析するには時期尚早だという意見もあったが、この状況を見無視するわけにはいかない。組織委は、パンデミック下でのヘイトの状況を扱うこと、さらにワークショップの対象地域を全世界に広げることとし、論文を募った。

審査の結果、12カ国¹⁾から15件の報告が行われた。参加者たちは事前に発表論文と報告映像を共有し、2日間のワークショップは主に討論時間として活用した。パンデミック状況下においてヘイトがどのように拡散しているのか、また世界各地で見られたアジア人あるいは当該社会における「他者」に対するヘイトは、どのような類似点と相違点があるのか、パンデミックが露わにしたその社会の脆弱性と不平等は何か、誰がスケープゴートにされているのか、それぞれ異なるメディアプラットフォームがどのよ

うに社会的マイノリティに対するヘイトを刺激し、広げているのか、既存の差別と露わになった「新しい」ヘイトとの関係性はどうか、国際社会はこの問題をどう解決できるのか。これらの問題について各国の研究者たちが2日間にわたって議論を交わした。ワークショップは世界各地におけるヘイトスピーチの生産と拡散に関して、歴史的・理念的・宗教的・文化的背景を特定し比較するだけでなく、生産的な意見交換を促進する場となった。(発表原稿のうち、特にアジア地域を扱った3編は立命館大学アジア・日本研究所が発行するアジア・日本研究アカデミックブレティンに掲載された。(Asia-Japan Research Academic Bulletin, Vol.4, 2023 (https://www.ritsumei.ac.jp/research/aji/publication/academic_bulletin/)))

ラウンドテーブルは、開催国である日本の現状と課題を共有するために設定された。ワークショップ開催までの状況だと考えてお読みいただきたい。

このワークショップは、りそな財団「国際学術交流助成金」の支援をいただいた。パンデミック下で開催がままならず、助成期間を延長してくださったうえに計画の一部を変更してこのラウンドテーブルを設定することに応じてくださったことに感謝する。また、組織委員会の過去と現在のメンバーの仕事にも感謝を述べたい。このワークショップをプロジェクトとして立ち上げた姜明求ソウル大学名誉教授、常に建設的な提案でプロジェクトを進めるとともに、第2回ワークショップを企画したフランス・パリ大学 Marie Orange RIV É 教授、第3回ワークショップから参加してラウンドテーブルの司会を務めてくれた立教大学の黄盛彬教授、すべてのワークショップを通じて開催の準備を整えてくれた韓国ソウル大学のパク・ソジョン博士に感謝する。

趣旨説明

黄盛彬 (立教大学教授)

これから「アジアとヨーロッパにおけるヘイトスピーチに関する国際ワークショップ」のラウンドテーブルとして「日本におけるレイシズムとヘイトスピーチ：京都からの声」を始めます。私は司会の黄盛彬と申します。現在は立教大学で教えていますが、立命館大学は私が初めて専任教員として教えた大学で、7年間お世話になりました。古巣に戻り、千年の歴史を持つ古都「京都からの声」を届ける機会に参加できて、大変嬉しく存じております。

本日のラウンドテーブルの趣旨を説明させていただきます。日本で「ヘイトスピーチ」という問題が浮上して約10年以上たっていますが、一時期は年間数百件以上のたくさんのヘイトスピーチのデモ行為が行われました。それに対する社会的な関心も高まり、ヘイトスピーチデモに反対するデモが行われることもありました。また、国連から、日本政府に対し、人種差別とヘイトスピーチへの適切な措置を求める動きもあり、2016年には、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が成立しました。その後、徐々にヘイトスピーチデモは減少してきており、新型コロナウイルスによるパンデミックの状況下で行動が制限される中では、街頭でのヘイトスピーチデモはほとんど見られなくなりましたが、インターネットやソーシャルメディアの空間においては、依然としてヘイトスピーチの動きが見られる現状があります。

本ラウンドテーブルのテーマは、「日本におけるレイシズムと人種主義とヘイトスピーチ」であります

が、その基本的な立場として、「ヘイトスピーチ」の問題をいわゆる「スピーチ」あるいは「表現」の問題として矮小化して考えてはならないというものがあります。「ヘイトスピーチ」という言葉そのものは新しいかもしれませんが、「差別」、「排除」、「人種主義」の問題はこの10年間で新しく現れたわけではありません。昨今のヘイトスピーチの問題には、日本社会に深く根をはる人種主義と他者排除がその背景として存在しているわけで、したがって、これまでに蓄積されてきている人種主義、差別、他者排除に関する研究の知見や活動の蓄積から学びながら、立ち向かう必要があります。近年浮上してきたヘイトスピーチの問題に潜んでいる人種主義と他者排除の問題の歴史社会的な経緯や背景を理解し、また主流社会やメディアの言説、法制度のあり方について、深く考察することが求められます。

そのような議論を行うため、本日は三人の識者に来ていただきました。最初に郭辰雄さんです。大阪生まれの在日コリアン3世で特定非営利活動法人コリア NGO センター代表理事です。大阪の状況及び市民運動の動きと日本の関連法制度についてお話をさせていただきます。次は中村一成さん。1969年、大阪府生まれ、日本の大手日刊紙・毎日新聞を経て現在はフリーランスとして活躍されています。中村さんには京都朝鮮学校襲撃事件とその後、朝鮮学校事件の裁判の判決の意義についてお話いただきます。次に金明秀さんは福岡県生まれで関西学院大学社会学部教授です。金さんにはヘイトスピーチを論じる際に抜け落ちがちなヘイトスピーチ以外の差別事件や事象、日本での「人種主義」のあり方についてお話させていただきます。

それでは郭辰雄先生からお願いします。

日本でのヘイトスピーチをめぐる現状と課題

郭辰雄（コリア NGO センター代表理事）

今日はお招きいただきましてありがとうございます。コリア NGO センター代表理事の郭辰雄です。京都に住んでいる京都市民で、日本で最大の在日コリアン集住地域である生野区鶴橋に職場がありますので、関西でのヘイトスピーチの問題に直接関わってきた経過があります。私どもコリア NGO センターは在日コリアンの人権団体としてヘイトスピーチの解消・根絶に向けて、この間、取り組みを進めてきました。今日はその取り組みを通じてヘイトスピーチをめぐる現状と法制度的な概略について報告したいと思います。

2016年6月、「本邦外出生者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、その後、ヘイトスピーチの規模や件数は一定程度、縮小傾向を見せています。また各自治体でのヘイトスピーチ解消に向けた対応なども進んでいる状況です。しかし今もヘイトスピーチは日本において深刻な問題であり、街頭のみならず、選挙活動、インターネット上の被害、企業活動などのさまざまな分野に広がっています。また新型コロナのパンデミック下でも外国人への排外的な言動が繰り返されています。この報告では、こうした日本におけるヘイトスピーチの現状と法制度上の課題について概括したいと思います。

ヘイトスピーチの被害の状況と対抗運動

まずはヘイトスピーチ被害の状況です。2007年に「在日特権を許さない市民の会（在特会）」が本格的に活動を開始して以降、ヘイトスピーチが広がりを見せ、関西でも2009年の京都朝鮮初級学校に対する襲撃事件をはじめ、各地でヘイトスピーチが繰り返されてきました。特に彼らは旧植民地であった朝鮮半島にルーツを持つ在日コリアンを主なターゲットとして、とりわけ東京・新宿のコリアタウン、在日コリアンが多数暮らしている大阪生野区・鶴橋、神奈川県川崎市を標的とし、ヘイト街宣、デモを繰り返し行ってきました。このような日本全国のヘイト行動は、2016年に法務省が発表した統計によりますと、2012年4月から2015年9月までの期間に実施された街宣・デモ等のヘイト活動は日本全国で1152件にもなります。

次にヘイトスピーチの現状のみならず、見ておくべきは、在日コリアンの被害状況です。ヘイトスピーチは攻撃対象になったコリアンに深刻な被害を与えます。生野区で在日コリアンを対象に2014年8月、実施された調査では約7割の在日コリアンの方がヘイトスピーチを知っていました。その多くは「怒りを感じる」「悲しい」「恐怖を感じた」「絶望を感じた」などの自身の存在に関わる深刻な被害を受けていることが明らかになっています。また行政の対応に対しては9割近い人が「表現、言論の自由の履き違いであり、法律で規制すべきである」「これは明らかな人権侵害である」「生活と生命を犯される恐怖があることを理解すべきだ」として、決してこれは許可すべきではないとしています。しかしながら日本の行政はヘイトスピーチに対して、これらも「表現の自由である」という理由で一切の規制をせず、むしろ警察はヘイトデモやヘイト街宣が許可を受けた合法的な宣伝活動であるとしてヘイトスピーチに抗議する市民を排除し、実質的にはヘイトスピーチを守る役割を担ってきました。

こうした状況の中でヘイトスピーチに対して各地で自発的に抗議し、対抗する人々（カウンター）が登場し始めました。カウンターは特定の団体や政治勢力によって組織されたものではありません。これは「ヘイトスピーチを許さない」という目的を共有する自発的な市民がSNS等で情報を共有しながら活動を広げていったものです。

その活動の意義の一つは、レイシストに対する抗議です。直接、現場で対峙してプレッシャーを与えるとともに、レイシストが語るヘイトスピーチをその場でかき消して周りに聞こえなくし、被害を最小化するという意義がありました。またその周辺にいる人たちにヘイトスピーチの問題を訴え、社会的に可視化させる、そういう活動を通じてヘイトスピーチ規制を求める世論喚起につながった意味があるだろうと思います。もちろんカウンターだけが、その役割を担ったわけではありません。在日コリアンも多くの日本の市民も声をあげています。そうした社会的な動きが広がっていったということです。

ヘイトスピーチ解消法の意義と効果

このような経過を経て2016年6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」は、それまで「表現の自由」として擁護されてきたヘイトスピーチが「差別的言動」であり、「本邦外出身者」に多大なる苦痛を与え、地域社会に深刻な亀裂を与えるものであって「許されない」という明確な姿勢を打ち出したものです。これは日本で初めて人種差別解消を目的として施行された法律という歴史的な意義があるといえます。またヘイトスピーチの解消を国および自治体の責務と位置づけた点は国および自治体の施策を市民が求

めていく法的な根拠となりうるものであったともいえます。

実際に地方自治体では大阪市の「ヘイトスピーチ対処条例」（2016年7月、全面施行）、東京都「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（2018年10月成立）、神戸市「外国人に対する差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例」（2019年6月成立）、大阪府「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」（2019年10月成立）、川崎市「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（2019年12月成立）など被害が深刻な地方自治体を中心に条例が成立・施行されていて、ヘイトスピーチ解消に向けた取り組みが進んでいるところです。

【表1】ヘイト行動の件数の減少と規模の縮小

行ラベル	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	総計
街宣	241	278	365	244	289	280	227	211	168	2303
デモ	41	99	120	70	42	49	34	21	9	485
講演会	1	2	1	10	16	33	21	10	5	99
その他			3	2	12	19	4	12	6	58
選挙					56	42		45	25	168
事件						3	1	1		5
総計	283	379	489	326	415	426	287	300	213	3118
その他は自治体や公共施設への「面会」「行政交渉」、パネル展など										

※報告者の当日提示資料より該当部分を抜粋。以下の図も同様。

表1はレイシストたちの行動を記録しているブログ「レイシズム監視情報保管庫」によるものですが、法律、制度の整備に伴い、ヘイト行動の全国的な件数、規模は縮小傾向にあります。また鶴橋や川崎など日コリアン集住地域でのヘイトデモ・街宣の禁止を求める仮処分やネット上のヘイトスピーチをめぐる民事裁判での差別認定など、司法判断でもこうした法整備がヘイトスピーチの被害を認定する上で影響を与えています。

その効果として件数が減少し、その規模が縮小している現象があります。表で各年度の街宣デモ等の数の推移を見ると、2013年、14年、15年、この3年に街宣、デモは活発に行われていた。2016年以降、宣伝活動は現象しつつも、それなりに行われていますが、街頭でのデモは件数が減っています。その一方で選挙の事案が増加しています。選挙活動の演説の中でヘイトスピーチを行なっているのです。鶴橋や川崎等の在日コリアン集住地域をめぐる民事裁判での「差別認定」でも地方判断でも、法制度がヘイトスピーチの被害を認定する上で影響を与えているといえます。しかしヘイトスピーチの根絶のためにはまだまださまざまな課題があります。

ヘイトスピーチ根絶のための課題

街頭でのヘイトスピーチが減少しているとはいえ、他の分野での被害はむしろ広がっています。ヘイトスピーチ根絶のためには以下の課題についても対応が求められています。第一に、「ヘイトスピーチの禁止・罰則規定」です。上述のような成果がありつつも、現在の「ヘイトスピーチ解消法」は、あくまで理念法であり、ヘイトスピーチに対する罰則規定、禁止規定がないために被害を未然に防ぐための実効性が極めて弱いという問題があります。そのため法律施行後も各地での確信犯的なヘイト街宣・デモ

が繰り返されています。2019年3月には京都市で「京都朝鮮初級学校襲撃10周年」という名目で「ゴミはゴミ箱へ、朝鮮人は朝鮮半島へ」などと主張するヘイトデモが行われました。初めて刑事罰を定めた条例を施行した川崎市では、その条例に反発するレイシストが街宣を繰り返して条例の無効化を図ろうとする状況が続いています。こうした行動を規制し、新たな被害を生み出さないためにも「ヘイトスピーチの罰則規定・禁止規定」を設けるための議論が早急に進められるべきだと考えます。

第二に、政治活動としてのヘイト規制です。2015年の統一地方選挙以降、地方自治体選挙や国会議員選挙などでレイシストが立候補者として出馬し、在日コリアンに対する排外的主張を繰り返しています。これが「政治活動」として擁護され、ヘイト拡散の契機となっている状況があります。日本の法制度では政治活動を規制することは困難で、鶴橋で執拗にヘイトスピーチを繰り返してきた人物が設立した「朝鮮人のいない日本を目指す会」という、あからさまなヘイト団体が、未だに政治資金規正法上の政治団体として総務省に登録されている現状があります。

第三に、インターネット上のヘイト対策です。インターネット上のヘイトスピーチはヘイトスピーチ解消法成立以前から深刻な問題でしたが、発信者の特定が難しい点や被害救済の方法が裁判しかないという状況から多くの場合は被害を受けても問題化することが困難です。2021年4月にはインターネットでの誹謗中傷などの権利侵害で、より円滑に被害者救済を図るために発信者情報の開示などで制度的見直しを図ることを目的に「プロバイダ責任制限法」の一部が改正されているのですが、Twitter（2023年からX（エックス）に改称）、FacebookなどSNSのプラットフォーム上でのヘイトにどう対応するかもネット上の対策における課題です。

第四に、企業活動におけるヘイトスピーチです。日本全国に1000万人もの通販会員を擁する日本有数の健康食品販売会社の株式会社ディーエイチシー（DHC）が、2020年11月に会長名義で競合企業のイメージを貶めるために「サントリーのCMに起用されているタレントは、どういうわけかほぼ全員がコリア系の日本人」「ネットではチョン（在日コリアンに対する蔑称）トリーと揶揄されているようです」「DHCは起用タレントをはじめ、すべてが純粋な日本企業です」とする文章を自社サイトで公開しました。これが「ヘイトスピーチである」と批判の声が高まるや、「メディア、政党関係者らの多くが、在日コリアンで占められていて日本人が貶められている」との文章を公開し、それに対する「反論」を行いました。高まる批判に5月31日、DHCは文章を削除し、取引先企業・自治体には「迷惑をかけた」と謝罪をしたものの、ヘイトスピーチに対する謝罪、反省は行っていません。DHC以外にも歴史修正主義的、排外的主張をおこなう企業リーダーが日本にはまだまだいます。こうした企業によるヘイトへの問題意識も重要であろうと思います。

第五に、ヘイトクライムに対する断固とした対処が必要です。ヘイトスピーチのみならず、2017年5月に朝鮮系金融機関放火事件、2018年2月には朝鮮総聯本部銃撃事件、2019年8月には韓国大使館に脅迫状と銃弾が送られ、2020年12月には川崎ふれあい館に爆破予告などの脅迫はがきが送られるなどの事件が起こっています。これらは人種差別に基づく犯罪として厳しく対処されるべきですが、日本政府は「ヘイトクライムを断固として許さない」という姿勢をほとんど見せていません。

最後に、差別禁止法・国内人権機関の整備です。これまでも日本ではヘイトスピーチのみならず、外国人に対してさまざまな差別が繰り返されてきました。しかし差別を禁止する法制度がないために被害

者の救済は民事裁判しか方法がなく、被害者に多くの負担を強いています。「ヘイトスピーチ解消法」の実効性を担保し、ヘイトスピーチを解消していくためにも「人種差別撤廃条約」に基づいて「人種差別の禁止規定」「被害救済の制度整備」「差別撤廃のための人権啓発・教育」「国から独立した国内人権機関の設置」などの施策が進められています。そのための法的根拠として「人種差別禁止法」「外国人権基本法」の制定が必ず必要ではないかと考えています。

以上、私の報告を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

質問・コメント

黄 ありがとうございました。簡単な質問、事実確認、または疑問点などがありましたらお願いします。いかがでしょうか。

質問（フランスの参加者） お話ありがとうございました。日本のヘイトスピーチの現状とこの問題に対するアプローチは非常に興味深かったです。このコロナ禍で日本のヘイトスピーチをめぐる状況に何か変化はありましたか？あるいは在日朝鮮人に対するヘイトスピーチにパンデミックが加えた点がありますか？

郭 在日コリアンに対するヘイトスピーチというのは、さほどネット上を見ても大きく変わったということではありません。むしろパンデミックの原因になったウイルスの原因が中国にあるということで、中国の方に対するヘイトが広がったり、コロナ対策で平等に支援すべきですが、朝鮮学校の子どもたちに対してのケアが行われなかったり、というケースもあります。外国の人たち、法的にも弱い立場に置かれている人たちに対するケア、サポートが不十分なまま行われている状況もありました。その意味では外国人に対する適切な尊重、ケアがパンデミックのもとで十分に行われてきたかということについて検討すべき課題がたくさんあるだろうと考えています。

黄 この点、大きな論点になるかと思いますが、リマインドしておきたいと思います。

京都朝鮮学校襲撃事件とその後

中村一成（ジャーナリスト）

私は新聞記者を経て今、フリーでジャーナリストをしています。私自身が朝鮮ルーツであることもあって、ずっと人種、民族差別をテーマに取材、執筆してきました。今日、私に与えられた役割は具体例を紹介するということで、資料を用意しました。「京都朝鮮学校襲撃事件」です。2009年から翌10年にかけて起こった出来事です。先程、郭辰雄さんからも言及がありましたが、事件とその後についてお話しします。韓国語版も出ていますが、こういう本も取材して書いています【図1】。

京都朝鮮学校襲撃事件

2009年12月4日午後1時ごろ、京都市南区東九条にある「京都朝鮮第一初級学校」にレイシスト集団「在日特権を許さない市民の会」などのメンバー計11人が押しかけて、当時、小学生150人がい

た学校に向けて、1時間にわたり、「スパイ養成機関」「密入国の子孫」「この土地も不法占拠」などと怒号し、隣接する公園の片隅に学校が設置していたスピーカーを損壊し、サッカーゴールを倒すなどしました。

同校は1949年、日本政府の弾圧で潰された朝鮮人学校に起源をもちます。1960年に学校再開を実現しますが、敷地が小さく運動場がありませんでした。学校は地元町内会と京都市と協議し、京都市が所有する隣の公園を体育の授業などで使っていました。レイシストはそれを、「国土の不法占拠」「在日特権」などと主張して襲撃してきたのです。

彼らは翌年1月14日と3月28日にも学校を狙ったデモを強行し、3月6日には近くにある在日朝鮮人、在日韓国人を対象にした福祉施設にも街宣を試みました。学校のある東九条エリアは、京都で朝鮮ルーツの人が最もたくさん暮らす街です。彼らは学校とコミュニティーを攻撃したのです。

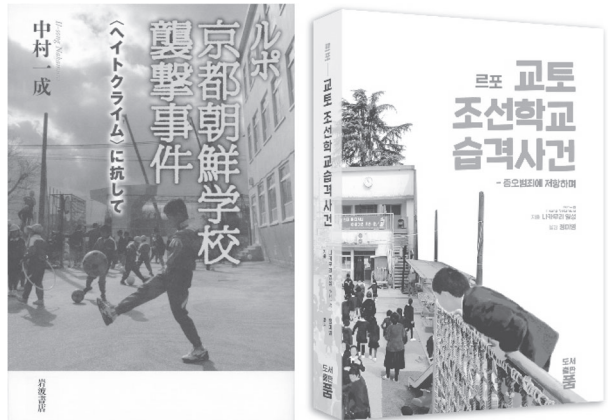
日本では2007年ごろから、ヘイトスピーチを伴うデモが広がっていましたが、この事件はそのようなヘイトデモ、従来とは違うスタイルの排外主義運動が日本全国に蔓延する一大契機になりました。同じ年の春には関東の埼玉県蕨市で非正規滞在のフィリピン人一家を退去強制することをめぐって同じように「在特会」が中心となり、「犯罪外国人を叩き出せ」などと主張するデモをしました。同じ年の8月には、東京・三鷹での「慰安婦」問題についての展示会を妨害しました。日本の東側では非正規滞在者を攻撃し、歴史否認を展開して彼らは支持を集め、一方の西側では朝鮮学校攻撃で支持を集めました。

非正規滞在者と「慰安婦」問題、朝鮮学校は、日本政府が一貫して攻撃してきた対象です。国策としてなされてきたことを先鋭的な形で実行する、公ができないやり方で同じ攻撃対象を攻撃した。言い換えると「本音」を代弁することで彼らは勢力を伸ばしたのであり、これは重要です。

襲撃事件の被害

さて、前代未聞の学校襲撃は何をもたらしたのでしょうか。

まずは3度の街宣による「心的な被害」です。私が聴き取りを始めたのは事件から約3年後です。保護者や教師から聴いた当時の子どもたちの様子は、まさに急性ショック症状でした。止まっていた夜尿がぶり返す、幼児退行的に甘える、見知らぬ大人の姿に怯える、大きな音に混乱するなどです。私が実際にインタビューした段階でも子どもの心的外傷が垣間見えました。例えば選挙運動や廃品回収などで拡声器の音が聞こえると、子どもたちが不安定になり、パニックを起こす。事件から3年後に突然、一人で夜にトイレへいけなくなった子どももいました。水を流す音が怖いそうです。京都の朝鮮中高級学校は有名観光地の近くにあるのですが、日本人に道を聞かれるのが怖いからと、裏道を通って通学している子どももいました。心的外傷は大人にも残っていました。子どもの前で「怖い」とは言えない。動



【図1】 中村一成さん著書（日本語版、韓国語翻訳版）

揺しているさまを見せられなかつただけにより深刻化していました。大人の場合、自分の幼少期や前世代が受けた被差別体験に引き戻されたりもする。いわば世代的フラッシュバックです。

もう一つは「経済的な被害」です。彼らは自分たちのデモをインターネット上に予告して、そこに参加を呼びかけるスタイルをとります。初回は予告なしでしたが、二回目からは予告をしました。学校側は急遽、遠足を組入れてヘイトから子どもを守りましたが、これは想定外の支出を伴いました。そして教員や保護者の負担です。朝鮮学校は日本の植民地政策と皇民化政策で奪われた民族性を取り戻すための場です。過去責任を考えれば日本政府は手厚い保護をすべきですが、日本政府は学校運営に一切の支援をせず、逆にあらゆる手段で潰そうとしてきました。一方、当事者たちの交渉で僅かな補助金を出している地方自治体もありますが、財政事情は厳しい。警備員を雇うこともできないわけです。その役目は教員や保護者たちへのしかかります。子どもの送り迎えや周辺警備、そのために仕事を止めた保護者は何人もいました。そもそもギリギリの予算と人員しかない学校の先生たちも登下校時の送り迎えや周辺パトロールに就かざるをえない。その心身の負担は想像するに余りある。事件から3年間で、当時、学校にいた先生の半分以上が辞めたり、転勤したりしています。

そして学校の周りでデモが繰り返されることで、近隣の人たちは「朝鮮学校があるから、ああいうデモが起こるんだ」という感覚になってくる。悪いのは呼んでもないのに来るレイシストであり、それを護衛する警察なのに、あたかも「朝鮮学校があるから」という眼差しが向けられていく。性犯罪に共通する「犠牲者非難」、そして「迷惑施設化」です。

法的応戦に踏み切った学校側

対して学校側は「法律で差別と闘う」という選択をします。それ自体、平坦ではありませでした。更なる攻撃を招くのではないかとの恐れ、「いつものように我慢すればいい」という、日本社会で刷り込まれた諦め。さらには法律、社会制度に対する不信です。在日朝鮮人は外国人登録法と出入国管理法で管理、監視されていた。日本政府にとって朝鮮学校、所管する朝鮮総連は治安管理の対象です。微罪による捜査も受けてきました。日本の法で自分たちの権利が守られるとは思っていなかったのです。

これらの心的ハードルを越えて刑事告訴を決めました。直面したのは「差別の煽動が犯罪化されていない」日本の現状です。日本でもレイシズムに対抗する運動は昔からありました。代表的なのは部落解放運動です。最大の運動団体、部落解放同盟は1970年代頃から差別の法規制を獲得項目に掲げました。市民立法として1985年に公表した「部落解放基本法」にもその項目はあります。1970年代以降、取り組まれてきた在日朝鮮人の反差別運動が「法規制」を掲げるのは90年代に入ってからと遅れますが、両者とも反差別運動の高揚を差別の禁止につなげるには至らなかった。

その中で京都事件の被害者たちは闘った。日本は「国連人権規約」を1979年に批准しています。自由権規約20条には「煽動の規制」が掲げられています。「差別、敵意、または暴力の煽動となる国民的、人種的または宗教的憎悪の衝動は法律で禁止する」とあるわけですが、日本政府はその義務をまだ果たしていません。「人種差別撤廃条約」4条a、bの「差別の法規制」は留保しています。「正当な言論が萎縮する恐れがある」とか「新たな処罰立法が存在しない」ということを日本は海外で言っている。一方で、c「公人による差別」は留保していませんが、この国で公人の差別発言は野放しです。身もふたもない言

い方をすれば、敗戦を挟んで継続してきたこの国の根幹はレイシズムということなのです。

その中での告訴ですが、浮き彫りになったのは刑事司法の使えなさ、差別に対する認識の甘さでした。差別の煽動は犯罪ではないので何か類似の法律を使うしかない。一番近い「名誉棄損」で告訴をしましたが、検察が適用を拒みます。「立証が煩雑である」とか諸々の事情がありますが、結局、「侮辱罪」に格下げし、立証がはるかに容易な「威力業務妨害罪」「器物損壊罪」にぶら下げる形で訴追する。「侮辱罪」は日本で最も罰則が甘い罪状でした。捜査当局はあくまでこれを「威力業務妨害」事件で処理しようとしていました。現行法で差別に対峙する意識がない。忌避したのです。警察が動いたのも告訴から8か月後のことでした。

この点に関して指摘しておきたいことがあります。2010年、京都事件が進行していたこの時期、日本政府は国連の「人種差別撤廃委員会」からヘイトクライム、ヘイトスピーチ対策について問われます。政府の回答はこうでした。「人種差別的動機は量刑の重さに反映される」。裁判官が判決を書く時、人種差別的動機があれば、刑罰を加重するとの趣旨ですが、実態は違います。京都事件でも長い「捜査」の結果、最終的に4人が逮捕されましたが、裁判では全員執行猶予でした。4人のうちの2人は、その後も同種の差別事件をいくつも起こして収監されました。私は厳罰主義者ではありませんが、再犯が分かり切っている人間の執行猶予を付けたのは司法の不祥事だと思います。彼らは刑務所から出た後、やはり同様の差別煽動活動を続けています。

やむを得ず被害者たちは民事訴訟に踏み切りました。そもそもは刑事告訴を放置する捜査当局に対するアピールでした。民事訴訟ですからレイシストたちと向き合い主張を戦わせ、それを裁判官がジャッジする。被告側は違法性阻却事由を主張するわけですから、法廷の中で再びヘイトスピーチがなされる。裁判での勝利を考えれば、弁論中でのヘイトスピーチにはカウンター行動はできない。その中での被害者には過剰なストレスがかかる。不整脈で救急搬送された人もいれば、法廷の尋問後、過呼吸で卒倒した人もいました。ストレスで突発性難聴になった人も複数います。閉廷後に法廷で泣き崩れている人を何人も見ました。

幾重ものハードルを越え、それでも法で闘った学校側の覚悟と決断の結果、民事訴訟は1226万円の賠償と、学校から半径200メートル以内での街宣を禁止する判決が出ました。完全勝利です。京都事件は日本でのヘイトスピーチ問題の原点であると同時に「法律で闘う」と選択の原点にもなりました。判例的には日本司法における「人種差別撤廃条約」の援用された3例目となりましたし、日本政府が認めない朝鮮学校の「民族教育」に対して、在日朝鮮人が日本社会で民族教育を行うことに一定の権利性を認めた判決でもあります。

判決は法廷外にも波及しました。ひとつは、勝訴を受けて当時の大阪市長・橋下徹氏が大阪市としてヘイト対策をすると表明しました。彼はレイシストでポピュリストです。人気とりの材料にしたのですが、その結果、大阪では全国の自治体で初めての対策条例ができました。「ヘイト規制」論議が不可逆的な流れとなったのも勝訴があったゆえです。仮処分とともに本裁判で「学校から半径200メートルでの差別街宣禁止」を勝ちとったことも大きい。それをモデルに東京の朝鮮学校や、在日集住地域の鶴橋や川崎で、「街宣禁止」の処分を裁判所に申立て、認められています。いわば「ヘイト禁止エリア」という闘い方です。

そしてもう一つは日本の司法制度を通じた「被害回復モデル」を作ったということです。日本の法制度は自分たちを抑圧するものという意識を乗り越え、裁判所の口から「あなたたちの言動は差別で、ペナルティを与える」といわせたことで、公のシステムを使い差別を差別と認定させ、「被害回復」を図るモデルができたということです。

京都事件後、いくつもの裁判闘争が続きました。朝鮮学校に経済支援をした徳島県の教職員組合事務所を京都事件とほぼ同じレイシストたちが襲った「徳島県教組襲撃事件」では、「直接の被害者が日本人であっても人種差別を認定する」との判決を勝ち取っています。女性のライターが、匿名掲示板の差別書込みをまとめた「まとめサイト」や、在特会元会長を訴えた「反ヘイトスピーチ裁判」では、日本の司法で初めて、女性差別と民族差別が絡み合った複合差別を認めました。ただ、民事訴訟は負担が重すぎます。やはり刑事規制が不可欠という厳然たる事実が京都事件の闘いで顕在化し、今も果たされていない宿題です。

「法規制」の不在と警察の不適正・不公正行為

法で禁止しないと、行政組織である警察の不適正、不公正な行為を野放しにすることです。少なくとも日本におけるヘイトスピーチ問題は、警察問題の要素が大きい。

図2は京都事件3回目のヘイトデモです。この時は学校側が「街宣禁止」の仮処分を裁判所に申請し認められた。でも警察は、民事のことであって刑事ではないと言い放ち、止めなかった。機動隊員たちが特殊プラスチックの盾をどちら側に向けているか。抗議行動をしていた人たちです。日の丸を掲げている向こう側の人たちはレイシストですが、「街宣禁止」を裁判所が言い渡しているにもかかわらず、警察官は彼らのデモを徹底的に守り、無事に終わらせようとしていました。そもそも体制を守る存在である警察や検察、特にこの日本の捜査機関はレイシズムやリビジョニズムと親和性の高い集団ではありますが、レイシストを守る彼らに対し、その職務執行を糾すことが難しくなる。私も路面に突き飛ばされたことがあります。彼らは差別に反対する者たちを徹底的に敵視しているのです。

次は日本で最も在日朝鮮人、在日韓国人がたくさん暮らす鶴橋で行われた2013年のヘイトデモです(図3)。道路を挟んで向こう側にレイシストグループがいる。それを警察が守っている。私も参加しましたが、道路の手前側、プラカードを掲げているカウンターたちを規制し、向こう側に絶対にいかせな



図2



図3 (2013年3月31日、鶴橋)

い。しかも彼らのデモが終わると最寄りの地下鉄駅まで警察が周りを護衛して安全に送り届ける。ひどい話です。抗議をした人間が警察に引っ張られていくケースもいくつかありました。

2016年6月、日本で「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。理念法ではありますが日本の歴史で初めて、人種差別に否という法律です。その成立直前の3月の写真です。この女性の喉に手をかけているのは公安の警察官です。のけぞっているのがレイシストと対抗する市民です(図4)。こんなことが普通に行われている。「解消法」後の神戸でのデモでは、真ん中の10人にも満たないレイシストを数百人の警察官が守っています(図5)。バス停にいるのが「アンチ・レイシズム」と書いてある対抗者です。彼らを絶対にレイシストたちに近づけないようにする。そういうことがなされている。

図6は京都事件10周年記念デモです。彼らにとって最初の襲撃を行なった12月4日は、朝鮮人を痛めつけたメモリアルデーです。それを寿ぐレイシストがデモをする。4人集まり3人は車で街宣していた。真ん中のジャンパー姿の人物が一人、京都の目抜き通りをデモした。後ろ側に対抗者がいますが、警察は彼らを徹底的に遠ざけ、レイシストを守っています。

前述した判例も含め、法的応戦は前進していますが、まだヘイトスピーチを禁止する法律はなく、差別的動機に基づく犯罪、すなわちヘイトクライムを犯罪として裁く法律はないのが現状です。ヘイト解消法の不備を立法事実とし、日本では初めてヘイトスピーチに刑事罰を課した川崎の反ヘイト条例はその中で朗報です。第二、第三の川崎をつくり、これをテコに政府に刑事規制を求めていくことが必要です。そしてもう一つは朝鮮学校差別の激化です。対ヘイトが前進する一方で、朝鮮学校に対する差別政策は激化の一途にあります。この振じれ、差別的二重基準が起きている状況も克服していかなければならないのです。



図4 (2016年3月27日、新宿)



図5 (2018年6月3日、神戸)



図6 (2019年3月9日、京都)

質問・コメント

黄 ありがとうございます。一つ質問をいただいています。

質問（インドの参加者） いかなる環境において人々はレイシストのイデオロギーに惹かれるのか。特にこの場合、日本は経済的に安定している国といわれているのに、在特会にしてもヘイトスピーチに加担する人々にしても、「国策として進められている部分もある」という指摘もありましたが、これがマジョリティ・オピニオンなのか、マイノリティ・オピニオンなのか、既得権益による人種主義なのか、あるいはそれから外れた者たちのものなのか、どう理解したらよいでしょう。また、どのような環境において、人々は人種主義のイデオロギーに惹かれていくのでしょうか。

中村 デモ参加者や支援者は一様ではありません。社会的に低位な状況に置かれた人が不満解消でマイノリティを罵倒する類のイメージでは括れません。学歴や職業、年齢層もさまざまです。この国は戦争を挟みレイシズムと歴史否認を実行してきたし、「選良」がそれを率先して発信してきました。自己正当化です。京都事件での文言もそうですが、植民地帝国時代の言説の焼き直しです。植民地帝国としての歴史をまるで総括せず、居直りに徹してきたのがこの国です。ここで普通に公教育を受け、マスメディアの情報を吸収すれば、レイシズムや歴史否認に極めて親和性の高い、あるいは抵抗を覚えない人間になります。それは大学で授業をしても感じることです。

黄 「愛国主義」というものと「人種主義」というもの、この結びつきはまた日本におけるヘイト差別、人種主義の一つの核心的な要素になるのかもしれない。

日本におけるレイシズムの表出形態とその不可視性：レイシャルハラスメントに注目して

金明秀（関西学院大学教授）

はじめに、先ほどの質問に僕から発言しておきたいと思います。「日本におけるヘイトスピーチの担い手は、特殊な人たち、恵まれない人たちなのか、それとも社会全体の何らかのイデオロギーを反映しているのか?」。日本における「排外主義」、外国人を日本から追い出したいという感情を、どういう人たちがもっているのかを統計的に調査した結果です（図7）。

真ん中が「社会経済的な地位」をあらわします。ヨーロッパのデータでは「社会経済的な地位が低ければ低いほど排外主義が強まる」というデータが見られますが、日本においては、この間に直接的な関係はありません。恵まれない人たちがヘイトスピーチのデモに参加しているわけではない。「日本において何が最も排外主義を強化しているか」というと「同化主義」です。「同化主義が強ければ強いほど排外主義も強くなる」という強い関係があり、「同化主義」というのは日本においては幅広く共有されている正義感です。日本の文化といっても差し支えがないくらい幅

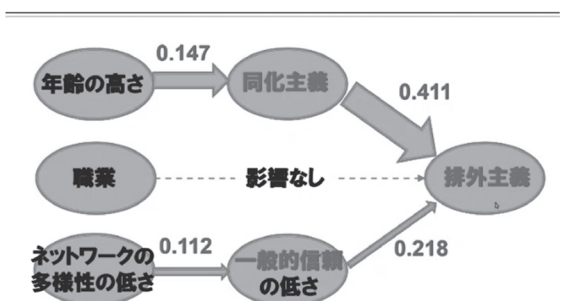


図7 実際の解析例 (重回帰分析を発展させたSEMという分析手法)

広く共有されている正義の概念です。日本社会において重要視されている価値観が、そのまま排外主義につながっているのが日本の状況であるというのが、僕のこれからの発表の前提になっています。

ヘイトスピーチ概念が混乱した背景

2013年に「ヘイトスピーチ」という言葉が日本でも流行語となりました。アメリカで「ヘイトスピーチ」という言葉が一般のメディアで報じられるようになったのが1990年代初頭ですので、それに比べて20年あまり遅れて日本に「ヘイトスピーチ」という言葉が輸入されたこととなります。新しい言葉が出てくると「それはなんだろう」という異化効果の人々に与えますので、そのおかげで「差別煽動は糾弾されるべき社会問題である」という認識が日本にも普及しました。逆にいうと、2013年になるまでは差別煽動、迷惑行為ではあっても「糾弾されるべき言葉」とは思われていなかったわけです。ましてや「被害を救済されるべき問題」だとは全く認識されていませんでした。そう考えると「ヘイトスピーチ」という言葉が2013年に日本でも普及したことは喜ばしい面がある一方で、正確には「ヘイトスピーチ」と括られるべき言葉ではない、さまざまな差別事象までもが「ヘイトスピーチ」問題の枠組みに押し込められてしまうという問題も生じるようになりました。

たとえば特定の個人を対象とした「レイシャルハラスメント」が、不特定多数を対象とした「ヘイトスピーチ」だと論じられるケースです。この代表格といえるのが「反ヘイトスピーチ裁判」で、李信恵というライター個人が対象になり誹謗中傷を受けました。李さんは街頭で誹謗中傷を受けただけではなく、突き飛ばされたり、唾をはきかけられたりという被害も受けています。こういう有形の被害があるものまで「ヘイトスピーチ」と報道されることも起こってしまいました。そう考えると諸外国で「ヘイトスピーチ」という言葉が用いられる文脈と日本で「ヘイトスピーチ」という言葉が用いられる文脈との間には明らかなずれが発生しています。

「ヘイトスピーチ」に限らず、その言葉の指示内容が曖昧なまま用いられ、混乱を含みながら拡散したりということがしばしば見受けられます。しかしながら「ヘイトスピーチ」という言葉が誤って用いられてきた背景には、そうした一般論には還元できない固有な事情があるのではないかというのが今日の報告の問題意識です。固有の問題というのは即ち、日本においては「同化主義」があまりにも既定的な文化として日本に定着している。「同化主義」があまりにも強すぎる、そのために「同化主義的レイシズム」の現れを不当な事象だと認識するフレームが共有されにくい、その結果として「レイシズム」の表出形態を、うまく認識することができないということが「ヘイトスピーチ」という言葉を濫用するようになった背景になるのではないかと私は考えています。

「同化主義」が強いという意味では日本だけでなく、多かれ少なかれ、韓国やフランスにも共通する特徴かもしれません。このうち「同化主義が強すぎるから同化主義的レイシズムの現れを不当なことだと認識することかできない」という部分は先程紹介したデータを使って、すでに論じています（詳しくは金明秀（2015）「日本における排外主義の規定要因——社会意識論のフレームを用いて——」『フォーラム現代社会学』、14巻、pp. 36-53を参照）。今日は、強力な同化主義とそれを不当だと認識できない結果として、レイシズムの表出形態をうまく概念化することができないという部分について「レイシャルハラスメント」に注目しながら論じていきたいと思えます。

レイシャルハラスメントと差別の表出様式

「レイシャルハラスメント」というのは人種、皮膚の色、祖先、出身地、民族的出自、民族的文化、宗教的信条、国籍などの人種、民族的要素に基づくハラスメントです。ハラスメントというのは差別の一形態ですので、レイシャルハラスメントの外縁を把握するためには差別の構造を詳しく理解することが重要となってきます。ところが「差別がどうしていけないのか？」ということについては実は世界的に研究が少ない。なぜかという、そもそも「いけない」ことの総称として「差別」という名称が与えられているので「差別はどうしていけないのか？」という問いがトートロジーになってしまうからです。けれども人々が「何を正しいと判断するのか」については研究があります。公正研究のこれまでの知見からいうと、人々が富を分配する時に、それが「正しい」と感じる基準が3つあることがわかっています。「衡平基準」「平等基準」「承認基準」です（図8）。

「衡平基準」は貢献度に応じて富を分配することが正しいということで、「がんばった人はがんばった分だけ報われるのが正しい」という考え方です。給料でいうと能力給やボーナスはこの基準に即して支払われることになります。誕生日ケーキの切り方でいうと、ケーキを買う時にたくさんお金を出した人が一番大きなカットをもらう権利があるという考え方です。

次に「平等基準」は「メンバー全員を平等に扱うのが正しい」という考え方です。参政権は国民であれば平等に1票が与えられる。行政サービスもすべての住民に等しく機会が与えられます。基本給や年齢給がこれにあたります。誕生日ケーキはパーティの参加者全員に均等に切り分けるべきだという考え方です。

最後の「承認基準」とは何か。「特別な必要に応じて配慮することが正しい」という考え方です。「困っている人には、より手厚くもてなすべきだ」ということです。福祉サービスなどはこの基準が重要視されます。給料でいうと扶養手当、住宅手当などの各種の手当がこれにあたります。誕生日ケーキでいうと誕生日の人が一番おいしそうな部分をもらうのが正しい。そんな考え方です。この3つの基準は行き過ぎても足りなくても、それぞれ機能不全に陥ります。したがって人々が「正しくない」と感じる形態が6通りあることとなります。結果として差別の現れ方も6通りあることとなります。

図の右半分は3つの基準が、それぞれ満たされないケースです。左側の半分はそれぞれの基準が過剰なために機能不全に陥っているケースです。以下、それぞれに該当する差別発言を示していきます。

「見下し」型の差別。たとえば「黒人は知能においてわれわれ白人に劣っている。だから奴隷として白人に奉仕するのは神が定めた摂理だ」のような考え方です。明らかに黒人を見下しています。あるいは「朝鮮人はうそつきで、ずるがしい。だから入居する時に日本人の3倍の保証金を納めてもらうのは当然だ」。これも朝鮮人を明らかに見下していますね。これらの発言は何らかの属性を見下すことによって同

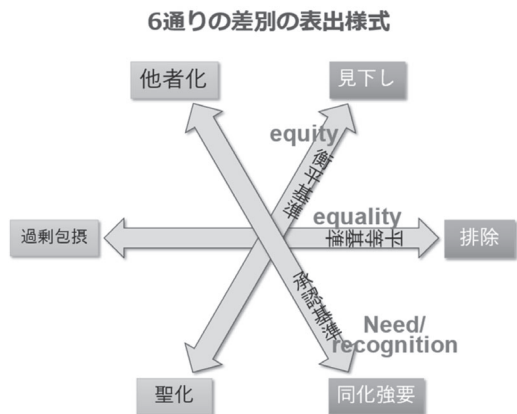


図8

じ成果を上げて過小評価するところに特徴があります。結果として「衡平基準」が満たされなくなってしまうわけです。このタイプの差別の現れ方は「蔑視感情」を伴うことが多いので差別であることがわかりやすい事例です。

次に「排除」型の差別。たとえば「部落の奴らはおれたちと身分が違う。結婚するなんてもってのほかだ。あいつらがおれたちの山で薪を採るなんて泥棒だ。おれたちと同じ場所で働くななんて許せない」、あるいは「朝鮮学校に通う生徒は普通の日本の学校に通う生徒とは違う。外国人だし、独裁者崇拝の洗脳教育を受けている。だから同じ競技大会に出場するなんて許せない。ましてや優勝したからといってウチの県の代表になるなんておかしい」。こういう発言が相当します。これらの発言には「見下し」型の差別も混ざってはいますが、より重要なのは何らかの属性を「仲間入りさせない」ところにあります。「仲間」でありさえすれば、みんな同じチャンスが与えられるという時、恣意的に「私たち」と「あの人たち」の間に線を引いて「あの人たち」を仲間入りさせないというのが「排除」型の差別ということになります。

「同化強要」型の差別。これにあてはまる差別発言としては「在日コリアンに民族教育など必要ない。もっと日本人らしくなって日本社会に同化しなければ日本にいる資格はない」「障害者だからといって特別扱いする必要はない。健常者と同じ基準で働けないなら物乞いでもすればいい」。これらの発言は特別な必要がある人々に対してその必要性を認めない、承認しないということが特徴です。一見すると「同じ」であることを求めているようでいながら、その実、「違う」のなら「その不利益は我慢しろ」というものです。ポイントは「マジョリティに都合のいい慣習は、いっさい変更しない」ところにあります。

「聖化」型の差別。黒人アスリートが活躍した時に「野生の本能の爆発だ」などと新聞に報じられることがあります。「野生の本能」、失礼な話ですよ。 「アジア人なのだから数学が得意なはずだ」。これらの特徴は同じ能力を発揮しても過剰に評価されてしまうということでもあります。「過剰評価だったら差別ではない」と思われがちですが、過剰な評価にそぐわない実態がある時は、それを抑圧されてしまうという問題があります。スポーツが苦手な黒人は居場所がなくなる。懸命に努力して達成したパフォーマンスを単に生まれついた人種のせいに矮小化されてしまっただけではアスリートとしては不快に感じられることもあるでしょう。そもそも能力を人種と本質的に結びつけてしまう考え方そのものがレイシズムにあたります。

「過剰包摂」型の差別。差別発言というよりも差別の事例を紹介します。「先住民の子どもたちにも一般の子どもたちと同じ生活習慣を身につけさせなければ児童虐待だ」ということで幼少時から親元から強制的に引き離して寮に入れることが北アメリカでは幅広く行われていましたが、これは「過剰包摂型差別」の典型事例です。非常にセクシズムの強い職場、毎晩のように仕事が終わった後、職員で飲み会がセティングされるような職場に女子職員が配属されたとします。同じ部署の同僚だからと毎日、飲み会に参加させられた上で、下ネタに同調しなければならぬ関係におかれてしまうことがあります。それに乗っかると「下ネタに通じる女の子だから偉い」「〇〇さんは男の気持ちがわかっている」などと褒められることがあります。これらの言動は日本では一般に「差別」や「ハラスメント」と認識されることがありません。同じ仲間扱いしているのだからと、むしろよいことだとみなされることも少なくありません。しかし、これらの問題はメンバーに入れる必要がないところで無理矢理メンバーの一員だということにして同じ基準を押しつけるところにあります。

「他者化」型の差別。日本で生まれ育った、日本人と欧米系のルーツをもっている人に対して「あなたは日本人じゃないから考え方が違う」といったりするのですが、これにあたります。日本社会の問題を批判した在日コリアンに対して「やっぱり在日は反日意識をもっているんですね」と言ったりします。これらの発言はマイノリティに固有の「違い」があることを認めつつ、その違いを本質的に乗り越えることができない問題だと決めつけたり、迷惑なものだと否定的に捉えたりすることで、同じ社会の一員でありながら、そうとは見なさないことが特徴です。

以上の6通りの差別のあり方を前提に日本の「レイシャルハラスメント」の特徴を説明していきます。ただし以上の6つの区分は、あくまで差別の特徴をわかりやすく把握するための理念型に過ぎません。現実の差別事象は複数の区分にまたがった形で現れることが少なくありませんし、あるいはどれにもうまく当てはまらない事例もあります。しかし一つのガイドラインと思ってください。

その現れ方は些細なので「わかりにくいレイシャルハラスメント」として、あるNPOが8つの例をあげました。①相手の同意を得るために「同じ日本人として／日本人なのだからわかりますよね」といったことがあるかどうか。②「誰々さんは外国人らしくない」「いかにも外国人らしい」といったことがあるかどうか。③外国の食べ物について「こんなものも食べるの?」。④本人がいないところで「誰々さんは実は何々人なんですよ」という話をしたことがあるか。⑤「誰々さんは外国人だから自分とは考え方が違う」といったことがあるかどうか。⑥「何々国のことが気に食わない」ということを話したことがあるかどうか。⑦「働くなら外国人ではなく、日本人のもとで働きたい」といったことがあるかどうか。⑧レイシャルハラスメントの相談を受けた時、「あなたの考えすぎではないか、あなたにも問題があったのではないか」といったことがあるかどうか。

この8つのうちの①～⑦まではいずれも「他者化」を含みます。人種、民族的なマイノリティを本質的には「日本社会の正当なメンバーではない」とする前提を含んでいるということです。日本で生まれ育った民族的マイノリティにとっては「日本社会に自分のような存在が本当はいないはずだ」と想定をされた会話において「自分の居場所がどこにもない」という疎外感を抱かされてしまいます。その意味で、この「他者化」を含む「レイシャルハラスメント」の事例は、軽い、軽微なものであっても被害者には実は深刻な被害感情を与えてしまう特徴があります。他方で、加害者側には全く問題がわからない。同じ日本人であることを前提にすることの問題が、わからないのです。加害者側と被害者側で大きく感情が異なる、扱いの難しいレイシャルハラスメントでもあります。

問題はこれらの発言が日本の「同化主義」を前提としていることにあります。日本には強い「同化主義」があり、だからこそ「同化主義」を前提にしているこれらの発言は「何が問題なのか」すら、日本の多くの人々には理解できません。そして「同化主義」は日本において根強い価値観、いいことだとされている価値観ですので、今後とも、それがなくなるということは短期的には考えられません。「同化主義が排外主義を生み出している」こともありますので、日本においてこのようなタイプのレイシズムが、今後、払拭されるとは残念ながら予想されないというのが私の見立てです。

逆にいえば文化的に社会的に日本においてレイシズムが支えられているのであれば、それを解消するためには人為的な取り組みが必要となります。具体的には包括的な差別禁止法などの導入が必要となるでしょう。

質問・コメント

黄 ありがとうございます。2件の質問があります。

質問（日本の参加者） 第二世代の在日コリアンは人種主義の行動を規制する立法、差別に反対することで一部の制度的な差別やハラスメントが撤廃されていきながらも、どうしてヘイトスピーチのような差別行為を規制する立法までたどりつくことができなかったのか、それを求めなかったのはなぜなのか？

質問（フランスの参加者） パンデミックの状況が、韓国、朝鮮、コリアン出身の人びとに対する攻撃を特に悪化させているか？

黄 時間の関係上、次のセッションの議論等において引き続きこの問題を共有できればと思います。

今回のセッションでは3人の方から日本における「人種主義」「ヘイトスピーチ」の現状について話していただきました。海外から議論をお聞きになっている方からすると「なぜ日本におけるヘイトスピーチに関する議論について在日コリアン、コリアンにヘイトスピーチの対象が集中するのか、他のエスニシティや、ジェンダー、障害者、高齢者など、さまざまな社会学的な意味でのマイノリティへのヘイトスピーチはどうなっているか、と疑問を抱く方もいらっしゃるかと思います。それについては問題意識を共有するところに止まりますが、このセッションを設定した趣旨は日本におけるヘイトスピーチと人種主義を考える際、コリアン・在日コリアンに対するヘイトスピーチが、この問題の深刻さを考える際の中心的な要素であり、現状であるという問題意識があったことを最後にお伝えさせていただきたく存じます。また引き続き、セッションに参加していただき、ここで共有した問題意識を議論できることを願いながら、このセッションを終わらせていただきたいと思います。郭辰雄先生、中村一成先生、金明秀先生、どうもありがとうございました。

(了)

注

- 1) 日本、韓国、フランス、オーストラリア、インドネシア、インド、英国、米国、フィンランド、ブルガリア、イタリア、チェコ、イスラエル。これに組織委のフランスを加えると13カ国の研究者が参加したことになる。なお、これは報告者が研究の拠点にしている国・地域であり出身国・地域あるいは国籍とは必ずしも一致しない。